

平成27年11月24日
原子力安全対策室

志賀原子力発電所1号機
中央制御室床下の不適切なケーブル等の敷設について

本日、北陸電力(株)から、志賀原子力発電所1号機 中央制御室床下のケーブルが不適切に敷設されていることの連絡があった。

※安全上重要なケーブルは、火災防護等のため、重要度に応じて区画に分離し敷設する必要があるが、混在していたもの。

本件は、10月下旬、東京電力(株)柏崎刈羽原発6号機中央制御室床下のケーブルで不適切な敷設が確認され、原子力規制委員会から、11月12日に、北陸電力を含む沸騰水型原子力発電所を保有する事業者に対し、調査を行うよう指示があり、確認されたもの。

本件は、法令上の報告事項には該当しないが、北陸電力と締結している「連絡基準に係る覚書」に基づく県、志賀町への速やかな連絡が必要なものに該当することから、今回、連絡があったもの。

県では、本日午前、安全協定に基づき、志賀町及び周辺市町(七尾市、中能登町、羽咋市)とともに立入調査を行い、ケーブルの敷設状況等の確認を行った結果、ケーブルが不適切に敷設されていることを確認した。

北陸電力では、引き続き調査を行い、速やかに対応を行うとしていることから、県では今後の定期の立入調査により調査状況等の確認を行っていく。

なお、2号機については、現在調査中。

危機管理監室 原子力安全対策室 (直通)076-225-1465 (内線)4310
--